

2022年3月23日

## NEDO事業を契約されている事業者の皆様へ

国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構  
(NEDO)

### 約款の一部改正のお知らせ

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりましたが、2022年度におきましては制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、**2022年3月15日**から約款の一部を改正及び適用させていただくことになります。つきましては、改正後の業務委託契約約款・共同研究契約約款(一般用、大学・国立研究開発法人等用)、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款のご確認をお願いいたします。各種約款の最新版は当機構ホームページ (<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>) から入手することができます。また、主な改正の内容は別紙をご参照ください。なお、2021年度終了事業においては本改正の適用対象外となります。

事業者の皆様には、約款の改正趣旨等をご理解、ご了承いただき、事業を遂行いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これら約款の改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございません。

\*本件に関するお問い合わせは、

各事業担当部、もしくはリスク管理統括部 (E-mail: [helpdesk@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk@ml.nedo.go.jp)) までお願いいたします。

約款の主な改正内容について

1. 実績報告書等の提出時期の後倒しの実施に伴う改定

※新規・継続

実績報告書および中間実績報告書の提出時期の後倒しを踏まえて、第13条を改定します。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款(大学・国研等用)、共同研究契約約款(大学・国研等用)、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(実績報告書等の提出)

- 第13条 乙は、委託業務の完了の日~~(第37条、第38条又は第39条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内)~~又は委託期間の終了日のいずれか早い日~~から61日(第37条、第38条又は第39条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内)~~までに、様式第5による委託業務実績報告書1通を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、翌事業年度の5毎年3月31日(以下「年度末基準日」という。)~~3月31日(以下「年度末基準日」という。)~~までに、様式第5により、当該事業年度において完了した委託業務の委託業務中間実績報告書1通を甲に提出しなければならない。

(成果報告書・中間年報の提出)

第24条

1 (略)

- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、翌事業年度の5月31日までに、様式第11による委託業務中間年報届出書とともに、当該年度に係る3月31日(以下、「年度末基準日」という。)時点での中間年報の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りでない。

3～8 (略)

(存続条項)

第52条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第6条第3項、第13条第1項、第14条第9項、第22条第5項、第24条第1項及び第4項及び第29条第3項から第6項まで

二～四 (略)

## 2. 最終年度における限度額の減額に係る手続き簡素化に伴う改定 ※新規・継続

「年度限度額」を「年度実績額」として取扱う制度変更を踏まえ、最終年度の限度額の減額に関しては変更契約の締結を省略し、中間年度における予算の後倒し手続きと同様に、変更申請および変更承認手続きとします。

### (対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款（大学・国研等用）、共同研究契約約款（大学・国研等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款>

（取得財産の管理等）

（実施計画書等の変更）

### 第11条

- 1 （略）
- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 3 （略）
- 4 甲は、第2項の規定により委託業務実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
  - 一 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
  - 二 第1項の規定により実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
  - 三 第一号の規定にかかわらず、**委託期間の終了日が属する事業年度の限度額を減じる契約金額の変更**、消費税率の変更（消費税率の変更日の延期を含む。）等の理由に伴い契約金額が変更される場合であって、甲が指示するときは、変更契約書の作成を省略することができる。この場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。

## 3. 調査事業における委託業務調査報告届出書の新設

※新規・継続

これまで、実績報告書と調査報告書の提出日は同日付としてきましたが、「1. 実績報告書等の提出時期の後倒しの実施に伴う改定」により、今後は各報告書の提出日が異なることから、委託業務(実績・中間実績)報告書(様式第3)を一部改めるとともに、委託業務調査報告届出書を様式第5として新たに定めることとします。

### (対象契約約款) 調査委託契約約款

（調査報告書等の提出）

- 第17条 乙は、委託期間内に、様式第5-3による委託業務**調査実績報告届出書**とともに、調査報告書及び要約書の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。
- 2 （略）
- 3 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、年度末基準日までに、様式第5-3による委託業務中間**調査実績報告届出書**とともに、当該年度において委託業務の結果得られた成果等を記載した中間調査報告書の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りではない。
- 4 （略）

個人情報の保護に関する法律第2条第1項における個人情報の定義及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第7項及び第7条の7第3項における課徴金の納付を命じない通知の定義と整合させるため、条文を修正します。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款（大学・国研等用）、共同研究契約約款（大学・国研等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(取得した個人情報の管理)

第49条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**及び個人識別符号が含まれるもの**をいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 (略)

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。

一 (略)

二 (略)

三 独占禁止法**第7条の4第7項又は第7条の7第3項第7条の2第1-8項又は第2-1項**の課徴金**の納付納付命令**を命じない旨の通知があったとき。

2～3 (略)

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 独占禁止法**第7条の4第7項又は第7条の7第3項第7条の2第1-8項又は第2-1項**の課徴金**の納付納付命令**を命じない旨の通知文書